

税金・保険料の納期が変更となります。

○軽自動車税種別割

賦課期日（4月1日）時点での軽自動車の取得・廃車等の状況を確認する期間を確保し、より適正な課税を行うとともに、納税通知書の到達から納期限までの期間を十分に確保することで納税者の利便性向上を図るため、納付月を現在の4月から5月に変更します。

○国民健康保険税・介護保険料（普通徴収）

暫定賦課を廃止し本算定賦課のみを行う方式に変更します。

令和7年度までは、暫定賦課により、前年中の所得がまだ確定しない時期に、前年度の税・料額をもとに仮の税・料額を算出していましたが、令和8年度からは、算出の計算をわかりやすくするとともに、納期によって大幅な増減が発生することを防ぐため、前年中の所得を元に金額を決定する本算定賦課のみに変更します。

国民健康保険税は、普通徴収の納付月を現在の年6回から年8回に変更します。納期の回数が増えることにより、資格の取得・喪失等による税額の変更を適宜行うことができるようになります。また、納付回数は増えますが、年間を通じてお支払いいただく国民健康保険税の総額に影響はありません。

介護保険料は、普通徴収の納付月を現在の年6回から年4回に変更します。年間の納付回数が減るため、1回あたりの納付額は増えますが、年間を通じてお支払いいただく介護保険料の総額に影響はありません。

なお、特別徴収（年金からの天引）の方は、これまでと変更ありません。仮徴収（4月、6月、8月）と本徴収（10月、12月、2月）の年6回での納付となります。

変更点については、次の表をご確認ください。

変更前（令和7年度まで）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税県民税森林環境税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期			3期			4期		
軽自動車税種別割	全期											
国民健康保険税	1期 (暫定賦課)		2期 (暫定賦課)		3期 (本算定)		4期		5期		6期	
介護保険料	1期 (暫定賦課)		2期 (暫定賦課)		3期 (本算定)		4期		5期		6期	
後期高齢者医療保険料					1期 (本算定)		2期		3期		4期	



変更後（令和8年度から）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税県民税森林環境税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期			3期			4期		
軽自動車税種別割		全期										
国民健康保険税					1期 (本算定)	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料					1期 (本算定)		2期		3期		4期	
後期高齢者医療保険料					1期 (本算定)		2期		3期		4期	